

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌
令和7年3月号（毎月発行・通算第224号）
責任者 広報広聴対策官室
Tel 048-600-1324

政策広報
関東地方整備局
第224号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 道の駅「べに花の郷おけがわ」が高速道路の立ち寄り施設になります ～高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験を開始～
2. 第6回 多摩川河川整備計画有識者会議の開催について
3. 国土交通省の新たな挑戦！ 気候変動で激甚化する災害から国民の命を守る 防災地下神殿「首都圏外郭放水路」の8つのパワーアップ計画
4. LINEを活用した災害の被災状況報告訓練を実施します ～道路緊急ダイヤル#9910LINE版(災害モード)訓練～
5. 建設技術展示館・第17期展示技術を募集します ～建設技術展示館・第17期リニューアルオープンに向け展示技術を募集～
6. 「土木工事電子書類スリム化ガイド」に関するアンケート調査結果 ～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～
7. 神奈川県横浜市の歴史まちづくり計画が認定！
8. 第7回 ガーデンツーリズムの登録 ～「季節の花でつながる北関東花回廊」の登録が決定しました～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. ETC2.0を活用した「車での休日立ち寄り客数ランキング」の公表～観光など地域の施策とデータを活用した支援の連携により、地方創生を支援します～
2. 自動運転に資する路車協調システムおよび走行空間の実証実験について～14自治体で技術基準等策定に必要な検証を実施～
3. 令和7年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～
4. 「駐車場法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～共同住宅の荷さばき駐車施設の不足に対応～
5. マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法案を閣議決定～新築から再生までのライフサイクル全体を見通した取組～
6. 第18回 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を実施します～バリアフリー化に関する優れた取組みの普及に向けて～
7. 現在までに202の自治体が参加予定～ワンコイン浸水センサ実証実験の参加者を更に募集します～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 道の駅「べに花の郷おけがわ」が高速道路の立ち寄り施設になります ～高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験を開始～

国土交通省関東地方整備局
東日本高速道路株式会社関東支社

国土交通省と高速道路会社では、全国の高速道路の休憩施設において、約25km以上の空白区間が存在している箇所があることから、これを解消し、良好な運転環境を実現するため、平成29年より、高速道路から道の駅への一時退出を可能とする社会実験を実施しております。

この度、新たに道の駅「べに花の郷おけがわ」において、社会実験を開始いたします。

- 1 開始日時：令和7年3月27日（木）11時から
※道の駅「べに花の郷おけがわ」の開業に合わせて開始します。
- 2 実施箇所：C4首都圏中央連絡自動車道 桶川北本インターチェンジ（IC）
⇄ 道の駅「べに花の郷おけがわ」（埼玉県桶川市）
- 3 内容：ETC2.0搭載車に限定し、桶川北本ICから道の駅「べに花の郷おけがわ」に立ち寄り後、2時間以内に同一ICから再流入して順方向にご利用になった場合、目的地まで高速道路を降りずに利用した場合と同じ料金に調整します。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02154.pdf

2. 第6回 多摩川河川整備計画有識者会議の開催について

京浜河川事務所

国土交通省関東地方整備局では、多摩川水系河川整備計画の変更に向け、有識者会議を開催しますので、お知らせいたします。

1. 開催日時
令和7年3月5日（水）15:00～17:00（予定）
2. 開催場所
ステーションコンファレンス川崎 Room C
住所：神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
カワサキデルタ JR 川崎タワー オフィス棟3階
開催場所の最寄り駅：JR 線「川崎駅（西口）」から徒歩約3分
京急線「京急川崎駅」から徒歩約10分
3. 議事（予定）
 - ・多摩川水系の現状と課題について
 - ・多摩川水系河川整備計画目標（案）について
 - ・多摩川水系河川整備計画（骨子）（案）について
4. その他公開等
 - ・会議での配付資料は、会議終了後、関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

[第6回多摩川河川整備計画有識者会議\(令和7年3月5日\)](#)

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02157.pdf

3. 国土交通省の新たな挑戦！ 気候変動で激甚化する災害から国民の命を守る 防災地下神殿「首都圏外郭放水路」の8つのパワーアップ計画

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
春日部市役所
東武トップツアーズ(株)

国土交通省の新たな挑戦！気候変動で激甚化する災害から国民の命を守る
防災地下神殿「首都圏外郭放水路」の8つのパワーアップ計画
「災害の自分事化」 100,000人計画始動！
本格的な「防災ツーリズム」がスタートします。
日本が世界に誇る国の防災施設を官民合同で世界一の観光資源に育てる！

近年、気候変動により全国各地で過去に例がない集中豪雨や大型台風が頻発しています。首都圏でも、激甚な災害の危機が迫っていることを受け、国土交通省では、「災害の自分事化」を通じて災害から国民の命を守ることを目指します。新たに「観光の視点」で子供から大人まで楽しく防災の知識を身に付けられるよう、首都圏外郭放水路を情報発信基地として更にパワーアップさせます！

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02160.pdf

4. LINEを活用した災害の被災状況報告訓練を実施します ～道路緊急ダイヤル #9910LINE版(災害モード)訓練～

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局は、道路災害の被災状況を LINE を活用したシステムで報告し、迅速に被災情報（位置、写真等）を関係機関が Web 上で共有できるシステムを構築しました。

このたび、地震発生時における円滑な対応を目的として、道路啓開作業等を行う災害協定会社等からの被災状況報告及び国土交通省と地方自治体の情報収集、情報共有訓練を実施します。

関東地方整備局において、道路緊急ダイヤル#9910LINE版のシステムを応用し、道路管理者等が現場から収集した道路の被災情報（位置、写真等）を関係機関で迅速に共有できるシステムを構築しました。被災情報は、地方公共団体と Web 上で共有します。

日時：令和7年3月7日 午前10時30分～（1時間程度を予定）

場所：国道20号 新宿監督官詰所敷地（東京都新宿区内藤町）

内容：首都直下地震の現地調査における

1. 道路管理者、災害協定会社からの情報連絡訓練
2. 災害対策本部等や地方公共団体との情報収集、情報共有訓練

主催：関東地方整備局

参加機関：関東地方整備局、東京国道事務所、東京都建設局、
協力的会社 日工建設（株）（東京国道事務所、災害協定会社）、
（一社）関東地域づくり協会（関東地方整備局、災害協定会社）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02177.pdf

5. 建設技術展示館・第17期展示技術を募集します ～建設技術展示館・第17期リニューアルオープンに向け展示技術を募集～

関東技術事務所

建設技術展示館では第17期リニューアルオープンに向け展示技術を募集します。

第17期の展示技術テーマは第16期から引き続き「防災・減災、国土強靱化、インフラ長寿命化技術」「インフラ分野のDX技術・i-construction2.0技術」「インフラ分野の脱炭素化・GX技術」の3つのテーマを募集します。詳細については建設技術展示館ホームページをご覧ください。たくさんのご応募お待ちしております

1. 募集期間：令和7年3月14日（金）から令和7年7月18日（金）まで。
2. 募集テーマ：下記の3つの技術テーマについて募集します。
 - ・ 防災・減災、国土強靱化、インフラ長寿命化技術
 - ・ インフラ分野のDX技術・i-construction2.0技術
 - ・ インフラ分野の脱炭素化・GX技術
3. 応募方法：建設技術展示館ホームページ内、展示技術応募ページよりご応募ください。ホームページは「建設技術展示館」で検索いただくか、別紙をご覧ください。
4. 展示場所：関東技術事務所構内『建設技術展示館』（千葉県松戸市五香西6-12-1）
5. 展示期間：リニューアルオープン（令和8年4月）より約3年間。
6. その他：建設技術展示館は火曜日から金曜日の10時から16時まで開館しております。展示技術応募をご検討の方はぜひご来館ください

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02197.pdf

6. 「土木工事電子書類スリム化ガイド」に関するアンケート調査結果 ～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

企画部

関東地方整備局では、令和6年3月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」（以下、スリム化ガイド）をバージョンアップし、工事書類を必要最小限にスリム化（簡素化）する取組を進めています。この度スリム化ガイド等について、その効果や課題を把握しより良いものとしていくため、受注者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果をとりまとめましたのでお知らせします。

【アンケート調査結果のポイント】

- 受注者から「スリム化ガイドを知っている」、「スリム化ガイドはわかりやすい」と引き続き好評をいただいておりますが、アンケート調査により以下の課題等が明らかになりました。
- ・ 設計審査会（工事着手前）は維持工事で開催されていないとの回答が約3割ありました。
 - ・ 設計図書修正（構造計算を伴うものや大幅な修正）を受注者が対応し、かつ費用をみてもらえなかったとの回答が約5割ありました。
 - ・ スリム化ガイドへの具体的な改善要望を約2割の受注者からいただきました。特にワンデーレスポンスに関するものが最も多い結果となり、前回のスリム化ガイド

改定時に盛り込んだウィークリースタンスについても多くの改善要望をいただきました。

○昨年度のアンケート結果で、出張所オリジナル様式の指定により作業の手戻りとなったケースがあったため、今回、いわゆる「ローカルルール」についてのアンケートを実施したところ、一部の工事において、独自書類や独自様式の指示があったとの回答がありました。

○以上の課題等について対応するため、スリム化ガイドを3月中に改定します。

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 公共工事の品質確保 > [工事書類の簡素化](#)

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02195.pdf

7. 神奈川県横浜市の歴史まちづくり計画が認定！

建政部

横浜市の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法に基づき、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。今回の認定により、関東甲信地方の認定都市数は21市町となります。

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

【認定式】

1. 日時 令和7年3月21日（金）11：00～11：15
2. 場所 吉井 国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関2丁目1の3 中央合同庁舎3号館4階）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02210.pdf

8. 第7回ガーデンツーリズムの登録 ～「季節の花でつながる北関東花回廊」の登録が決定しました～

建政部

国土交通省は、平成31年から地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域にある「隠れた庭園・花の名園」など複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組みを庭園間交流連携促進計画登録制度（ガーデンツーリズム）として推進しています。

このたび、第7回の登録審査会において、関東地方整備局管内では1計画の登録が決定しました。

- 季節の花でつながる北関東花回廊
（北関東フラワーパークライン協議会：茨城県、栃木県、群馬県）

今回の登録により、登録計画数は 19 計画となります。また、関東地方整備局管内では、8 計画目の登録となります。

【今回新たに登録する計画】

季節の花でつながる北関東花回廊

北関東フラワーパークライン協議会



構成庭園例：あしかがフラワーパーク（栃木県足利市）

豊かな自然や四季折々の花でつながる「北関東花回廊」。北関東に広がる様々な草花が創り出すスケール感が魅力のここにしかない花景色を巡るツーリズム。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02213.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. ETC2.0 を活用した「車での休日立ち寄り客数ランキング」の公表～観光など地域の施策とデータを活用した支援の連携により、地方創生を支援します～

国土交通省道路局では、ETC2.0 データを分析し、観光等により休日に車で訪れる人が多いエリアを対象に、車での休日立ち寄り客数ランキングを作成しました。

地域の観光施策と組み合わせるなど、ETC2.0 データを活用して、地方創生を支援します。

本分析は、WISENET2050・政策集に基づき、サービスレベルをデータで評価する取り組み（見える化）の一環で行ったものです。

○国土交通省道路局では、ETC2.0 プローブデータを分析（別紙1）し、平日と比較し休日に車で訪れる人が多いエリアを対象に、そのエリアへの立ち寄り客数ランキング※1 ※2 を都道府県ごとに作成しました。

＜栃木県におけるランキングの例（別紙2）＞

- ・栃木県では、那須高原エリアが休日に車で訪れる人が最も多い結果となりました。
- ・そのほか、日光エリアや鬼怒川温泉エリアがランクインしています。

○さらに、平日と比較し、休日に混雑している区間・地域を分析（別紙1）しました。

＜栃木県における混雑地域の例（別紙2）＞

- ・那須高原エリアや日光エリアでは、休日の所要時間増加が顕著な路線が存在します。

○道路局では、観光支援の取り組み（別紙3）のほか、ETC2.0 の活用による地域の課題やニーズに合わせた分析も実施しています。自治体や有識者とも連携し、地域の観光施策の実現を通じて、地方創生の取組を支援します。

○ETC2.0 データの活用等に関するご相談は、後述の地方整備局等までご相談ください。

- ・都道府県別の立ち寄り客数ランキングは下記よりご確認ください※3。

URL：<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/shortvisit2024/map/ranking.pdf>

- ・全国の立ち寄り客数や各地域の交通状況などについては、以下の見える化マップ※4でご覧いただけます。

URL：<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/shortvisit2024/index.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001890.html

2. 自動運転に資する路車協調システムおよび走行空間の実証実験について～14自治体で技術基準等策定に必要な検証を実施～

令和6年12月18日から令和7年1月22日まで公募を行った路車協調システム（※1）及び走行空間（※2）の技術的検証を目的とした自動運転実証実験について、14自治体で実施することを決定しましたのでお知らせします。

道路局では、本事業を通じて、引き続き自動運転の実現に向け、道路インフラからの支援に取り組んでまいります。

- (※1) … 交差点等における道路状況の自動運転車への情報提供に関する実証実験
(※2) … 自動運転の継続や交通全体の安全性向上に資する走行空間に関する実証実験

- (1) 対象の地方公共団体
別添資料に記載のある地方公共団体
- (2) 公募時の記者発表について
自動運転に資する路車協調システムおよび走行空間の実証実験について募集します（令和6年12月18日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001865.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001891.html

3. 令和7年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。
今般、令和7年度から適用する新基準等として、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。
なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001180.html

4. 「駐車場法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～共同住宅の荷さばき駐車施設の不足に対応～

近年の超高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が生じる程度が大きくなっていることから、共同住宅における荷さばき駐車施設の不足に対応する「駐車場法の一部を改正する政令」が、本日（3月4日）、閣議決定されました。

1. 背景

駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）では、都市における道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に寄与するため、駐車施設の整備に関して必要な事項を定めています。法第20条第1項及び第2項の規定により、地方公共団体は条例により、建築物又はその敷地内に駐車施設の設置を義務付けることができる（以下「附置義務制度」という。）こととしています。

現行の附置義務制度では、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域等においては、特に自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供される部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の新築等を行う者に対して適用することができます。

これまで、共同住宅は特定用途ではありませんでしたが、近年の超高層共同住宅の増加による土地の高度利用や電子商取引の増加等による宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等に起因する外部からの駐車需要が大きくなったため、共同住宅を特定用途に追加します。

追加されることで、地方公共団体の条例により共同住宅に対して附置義務制度の対象とできる地域が拡大します。

2. 政令の概要

特定用途の追加（第18条関係）

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として、「共同住宅」を追加します。

3. スケジュール

公布：令和7年3月7日（金）

施行：令和8年4月1日（水）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000118.html

5. マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法案を閣議決定～新築から再生までのライフサイクル全体を見通した取組～

マンションの管理及び再生の円滑化等のための措置を講ずる「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」が、本日（3月4日）、閣議決定されました。

1. 背景

マンションは、その総数が700万戸を超え、我が国における重要な居住形態の一つとなっている一方で、建物と区分所有者の「二つの老い」が進行し、外壁の剝落等の危険や集会決議の困難化などの課題が顕在化してきています。このため、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生の円滑化等を図ることが必要です。

2. 法律案の概要

（1）マンションの管理の円滑化等

- [1] 新築時から適切な管理や修繕が行われるよう、分譲事業者が管理計画を作成し、管理組合に引き継ぐ仕組みを導入。
- [2] マンション管理業者が管理組合の管理者を兼ね工事等受発注者となる場合、利益相反の懸念があるため、自己取引等についての区分所有者への事前説明を義務化。
- [3] 修繕等の決議は、集会出席者の多数決によることを可能に。
- [4] 管理不全の専有部分等を裁判所が選任する管理人に管理させる制度を創設。

（2）マンションの再生の円滑化等

- [1] 建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し等を、建替えと同様に、多数決決議によることを可能とするとともに、これらの決議に対応した事業手続等を整備。

- [2] 隣接地や底地の所有権等について、建替え等の後のマンションの区分所有権に変換することを可能に。
 - [3] 耐震性不足等で建替え等をする場合における特定行政庁の許可による高さ制限の特例を創設。
- (3) 地方公共団体の取組の充実
- [1] 外壁剥落等の危険な状態にあるマンションに対する報告徴収、助言指導・勧告、あっせん等を措置。
 - [2] 区分所有者の意向把握、合意形成の支援等の取組を行う民間団体の登録制度を創設。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000224.html

6. 第18回 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を実施します～バリアフリー化に関する優れた取組みの普及に向けて～

令和7年3月18日（火）に第18回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を実施し、バリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた取組みを表彰します。

国土交通省では、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰し、バリアフリー化に関する優れた取組みを広く普及・奨励することを目的として、「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を平成19年度に創設しました。

今般、第18回目となる受賞者を決定し、下記のとおり表彰式を開催します。

1. 表彰式

(1) 記念講演会

日 時：令和7年3月18日（火）15：00～

場 所：10階共用会議室

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

内 容：・選考委員（別紙1）からの講評
・受賞団体から取組内容のプレゼンテーション

(2) 表彰状授与式

日 時：令和7年3月18日（火）16：20～

場 所：国土交通省4階幹部コーナー会議室1

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

内 容：大臣より表彰状の授与予定

2. 受賞者

- ・宇都宮市・芳賀町・宇都宮ライトレール株式会社
（全線新設LRT「ライトライン」におけるユニバーサルデザインと地域活性化の展開）
 - ・社会福祉法人ながよ光彩会
（無人駅における社会福祉法人の乗降介助業務等の受託を契機とした、心のバリアフリー推進活動とまちづくり）
 - ・広島市
（新設サッカースタジアムにおける多様なユニバーサルデザインの深化）
- ※ 受賞内容の詳細は別紙2のとおりです。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000390.html

7. 現在までに202の自治体が参加予定～ワンコイン浸水センサ実証実験の参加者を更に募集します～

浸水の危険性がある地域に手頃な価格の小型センサを設置し、リアルタイムに浸水の有無を把握することを目的とする実証実験を実施しています。前回までの公募により、参加自治体数が202となりました（別紙参照）。

活用事例を幅広く収集・分析し、効果的な実証実験とするため、参加する自治体や企業・団体等を更に募集します。

<実証実験の目的>

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、浸水の状況を迅速に把握し、災害対応を行うことが重要となっております。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握し防災行動に繋げる仕組みの構築に向けて、国や自治体、民間企業等の様々な関係者が協力して、センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。

この実証実験をより有効に進めるためには、様々な地域や場所で設置するほか、具体的な活用方法についての事例を収集・分析する必要があります。このため、参加する自治体や企業・団体等を更に募集することとしました。

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

<公募内容について>

(1) 対象者

[1] 実証実験実施地区となる自治体（市区町村）

[2] 浸水センサを自ら設置・管理できる企業・団体等（都道府県含む）

※ 詳細は、別添公募実施要領をご覧ください。

(2) 公募期間

[1]、[2] 共通： 令和7年3月14日（金）

～令和7年5月30日（金）17時まで

※応募者多数の場合等はお受けできない場合がございます。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001290.html

8. 災害時における地下水等の促進に向けて～「災害時地下水利用ガイドライン」を公表～

自治体による災害時における代替水源としての地下水等活用の取組を促進させることを目的として、「災害時地下水利用ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインでは、地下水マネジメントの必要性、既設井戸等の把握方法、災害用井戸・湧水制度の検討方法、平常時及び災害時の対応方法、さらに、井戸整備に活用できる補助制度等を紹介しています。

1. 概要

地下水は、生活用水、工業用水、農業用水のほか、消雪やエネルギー源など多様な用途に利用されているなど地域の貴重な資源です。また、令和6年能登半島地震の被災地において代替水源として井戸水や湧水が活用されるなど、災害時における活用についても関心が高まっています。

内閣官房水循環政策本部事務局及び国土交通省では、自治体による災害時における代替水源としての地下水等活用の取組を促進させることを目的として、取組の手順等について分かりやすく紹介した「災害時地下水利用ガイドライン」を策定しました。

今後、全国の自治体へ周知するとともに、自治体担当者を対象とした説明会を開催するなど、自治体による災害用井戸・湧水の活用に向けた取組を促進していきます。

2. ガイドライン説明会

ガイドライン説明会を以下のとおり開催いたします。

詳細は、別添2「災害時地下水利用ガイドライン説明会」を御参照ください。

日 時：令和7年3月19日（水）14:00～15:30

形 式：WEB（zoom）にて実施

対 象：自治体の担当者、民間企業、大学、研究機関、報道機関等

添付資料（別添1）[災害時地下水利用ガイドラインの概要](#)

（別添2）[災害時地下水利用ガイドライン説明会](#)

なお、ガイドラインの全体版は、下記のURLで公表しています。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gmpp/guide/laws/law02.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000164.html

9. 「TSUNAG認定」の第1号を認定！～良質な緑地を確保する14件の計画を認定しました～

3月18日付で、都市緑地法に基づき、14件の優良緑地確保計画を認定しました。

1. 「TSUNAG認定」とは

- ・国土交通省では、「まちづくりGX」の一環として、令和6年11月に施行された改正都市緑地法に基づき、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG：ツナグ）を創設いたしました。
- ・TSUNAGは、企業等による良質な緑地確保の取組を、気候変動対策・生物多様性の確保・ウェルビーイングの向上といった観点から、国土交通大臣が評価・認定する仕組みです。

2. 認定優良緑地確保計画

14件

※一覧は別紙（添付資料）のとおり。詳細は制度HP（<https://tsunag-mlit.com/>）をご覧ください。

3. TSUNAG認定式

日時：令和7年4月25日（金）11：00～12：00

場所：三田共用会議所（東京都港区三田2-1-8）

出席者：国土交通大臣※、認定事業者（※大臣の予定は公務の都合上変更となる場合があります。）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000274.html

10. 有識者委員会の提言を踏まえ「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～

令和7年2月21日に設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）」において、下水道管路の全国特別重点調査の実施について提言がとりまとめられました。本提言を踏まえ、地方公共団体に対して「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を要請します。

1. 全国特別重点調査の趣旨

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。

今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。

この提言を踏まえ、国土交通省として、地方公共団体に対して下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請します。

2. 提言の内容

別添資料参照

3 調査対象

管径2m以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路

なお、調査対象のうち、以下の[1]～[4]のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施

[1] 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所

[2] 管路の腐食しやすい箇所

[3] 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所

[4] その他（沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000639.html

11. 入札契約制度の改善に向けたハンズオン支援事業の支援対象を選定～都道府県と連携し、管内市区町村の入札契約制度の改善取組を推進～

国土交通省は、発注体制の整備の遅れ等の理由により入札契約制度の改善が進まない市区町村の改善を一層進めていくため、都道府県と連携して管内市区町村の改善を後押しする「ハンズオン支援事業」について、2県を対象とし、今後支援を進めていくこととしました。

○国土交通省は、都道府県及び支援事業者と調整の上、入札契約制度において重点的に改善に取り組む事項を設定し、当該事項の改善の達成・取組が進むよう、資料提供や動画配信のほか、管内市区町村の改善状況に応じて必要な支援を実施します。

市区町村には各種支援（資料提供、動画配信及び上記に記載した必要な支援等）により制度改善の意義について理解を深めていただいた後、団体ごとに今後3カ年の改善目標を「見える化」したロードマップを作成していただき、改善取組を進めていただくこととなります。

※ 今回の募集概要は、下記URLを参照ください（募集期間：2月7日～3月7日）。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00276.html

○令和7年度は、以下の2県を支援することとしましたので、お知らせいたします。

○今後は、都道府県と、国土交通省において別途選定・契約を行う支援事業者とともに、管内市区町村の入札契約改善に向けた支援を進めてまいります。

1. 来年度事業の支援対象団体

栃木県（25市町）、群馬県（35市町村）

2. 今後の予定

4月上旬～5月上旬	支援内容について、支援対象の都道府県と意見交換
5月中旬	支援事業者の公募
6月下旬	支援事業者の決定
7月上旬～令和8年3月	ハンズオン支援事業による支援の実施

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00281.html